

令和5年横審第28号

裁 決
旅客船A浸水事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

補 佐 人 1人

指定海難関係人 a 2

職 名 A社副運航管理者

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を懲戒しない。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年2月21日16時44分半僅か前

愛知県日間賀島北西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A

総トン数 68トン
全長 25.02メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 1,340キロワット

3 事実の経過

(1) A

Aは、平成27年12月に進水した、最大搭載人員が船員2人旅客138人の、愛知県河和港、同県日間賀漁港西浜地区（以下「西港」という。）等を結ぶ一般旅客定期航路事業に従事する軽合金製旅客船で、上甲板中央に前部及び後部に分かれた各旅客室があり、前部客室の前方中央に非常口が、その左右に縦932.3ミリメートル横612.9ミリメートル厚さ6ミリメートルの強化ガラスがはめられた窓（以下右側の窓を「右窓」という。）が取り付けられており、前部客室の上部に操舵室が設けられ、風向風速計は装備されておらず、操舵室右舷前方の窓には、時刻及び船位など航行中の状況を録画することができるドライブレコーダーが設置されていた。

(2) 安全管理規程

A社は、運送の安全を確保することを目的として安全管理規程を作成し、同規程の運用に必要な手順及び方法を確立して実施するために安全統括管理者、運航管理者及び副運航管理者をそれぞれ選任していた。

安全管理規程は、運航管理者の職務として、船舶の運航管理及び運送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にすること及び気象海象に関する事項等について、必要に応じ船長に連絡すること、副運航管理者の職務として、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないとき、その職務を代

行することをそれぞれ規定していた。

(3) 運航基準

運航基準は、安全管理規程に基づき船舶の運航に関する基準を明確にし、発航前の時点で、港内における風速が毎秒16メートル（以下、風速については毎秒の値を示す。）以上、波高が1メートル以上、航行中における風速が18メートル以上、波高が1.5メートル以上に達するおそれがあると船長が認めるとき、発航を中止しなければならないと規定されていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a1受審人ほか1人が乗り組み、旅客7人を乗せ、旅客運送の目的で、船首1.0メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和5年2月21日16時40分西港を発し、河和港に向かった。

発航に先立ち、a1受審人は、Aに風向風速計は装備されていないため、海上保安庁のホームページで16時25分の波ヶ埼灯台での風速が16メートル、風向が北であることを確認し、風速が前回の確認時より弱くなっていたことから、今後もその傾向で、午前中の便から今までの便までは通常の運航ができたので、16時40分の便も航行に支障がないと考え、発航することとした。

また、a2指定海難関係人は、運航管理者が不在のため、その職務を代行しており、事務所のある愛知県師崎港は、風速16メートル以下で強い風は吹いておらず、風が強くなる傾向もなかったため、運航基準内であると考えた。

a1受審人は、16時43分日間賀港第6号防波堤灯台（以下「防波堤灯台」という。）から203度（真方位、以下同じ。）200メートルの地点で、針路を350度に定め、9.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

Aは、同じ針路及び速力で続航中、16時44分半僅か前防波堤灯台から324度240メートルの地点において、右舷船首部に波浪を受けて右窓のガラスが割れて海水が流入し、前部客室が浸水した。

当時、天候は晴れで風力5の北北西風が吹き、付近には北方から波高1.5メートルの波があり、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、東海海域西部には海上風警報が、愛知県知多郡南知多町には強風注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、a1受審人は、目的地を師崎港に変更し、Aは、客室内に濡損を生じ、後日、修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件浸水は、日間賀島北西方沖合において、海上風警報及び強風注意報が発表された状況下、河和港に向けて航行中、右舷船首部に波浪を受け、右窓のガラスが割れて海水が客室に流入したことによって発生したものである。

a1受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月29日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明